

こんにちは 家畜保健衛生所です R4.7

家畜改良増殖法に基づき、**精液・受精卵の流通管理を徹底しましょう**

特にご留意いただきたい事項

師 家畜人工授精師

農家 畜産農家

不正流通や血統矛盾を防止するために徹底しましょう

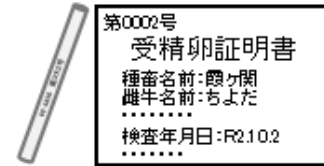
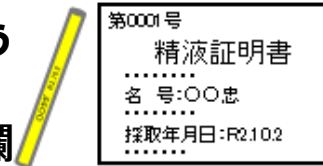
精液・受精卵と証明書の一體的な取扱い

師 農家

✓ 精液・受精卵の使用には正しい証明書が必要です。

このため、

- ① 容器と証明書の記載内容が一致するように適切に区分管理をしてください。
- ② 証明書の記載事項（譲渡・経由の確認欄を含む）は正しく記載してください。
- ③ 精液・受精卵の保管場所を施錠する等盗難防止措置を講じてください。



家畜人工授精簿の適切な記載・保存

師

✓ 家畜の改良増殖には血統の正確な記録が必要です。

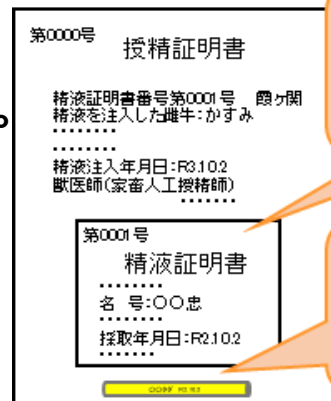
- ① 家畜人工授精、受精卵移植を行った際は、遅滞なくかつ正確に記載し、5年間保存してください。
- ② 授精証明書発行前の使用済みの精液証明書、ストローは家畜人工授精簿に添付するなど、速やかに照合できるように保管してください。

授精証明書・移植証明書の適切な交付

師

✓ 授精証明書・移植証明書は産子の登記等に必要で重要な証明書です。

- ① 精液証明書等を適切に貼り付けてください。
- ② 交付した写しを5年間保管してください。
- ③ 家畜人工授精等に実際に使用した精液等に対応する証明書以外の証明書の流用はできません。



・精液証明書等の裏面が確認できるように貼り付けてください。

・容器と証明書の記載内容が一致しているか確認してください。

家畜保健衛生所業務第一課
家畜保健衛生所業務第二課

0743-59-1700
0745-62-2440